

最高裁提出資料（追加分）

○労働訴訟の終局事由別平均審理期間（本案）

資料1 労働関係民事通常訴訟事件 終局事由別平均審理期間（平成13年）－全国地裁－

○労働訴訟の終局事由別平均審理期間（仮処分）

資料2 労働関係仮処分事件 終局事由別平均審理期間（平成13年）－全国地裁－

○仮処分事件の決定内容等

資料3 労働関係仮処分事件 賃金仮払の始期（平成13年）－東京地裁及び大阪地裁－

資料4 労働関係仮処分事件 賃金仮払期間（平成13年）－東京地裁及び大阪地裁－

資料5 労働関係仮処分事件 賃金仮払申立額に対する認容額の割合（平成13年）
－東京地裁及び大阪地裁－

○緊急命令の終局時期

資料6 緊急命令申立事件の終局時期（平成4年～13年）－東京地裁－

○労働専門部・集中部に所属する裁判官の判事・判事補の別、労働部経験の有無

資料7 労働関係事件専門部・集中部裁判官数内訳

○労働専門部・集中部に所属する裁判官の人数の10年間の推移

資料8 労働関係事件専門部・集中部の裁判官数（平成5年～14年）

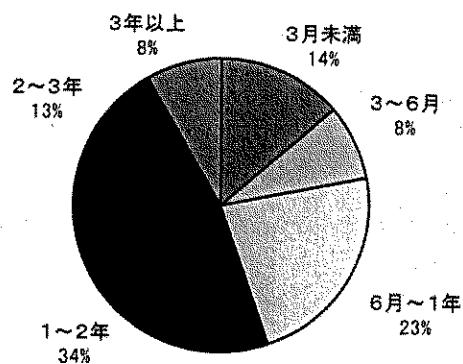
○裁判官協議会の状況

資料9 労働事件担当裁判官協議会（平成元年～14年）

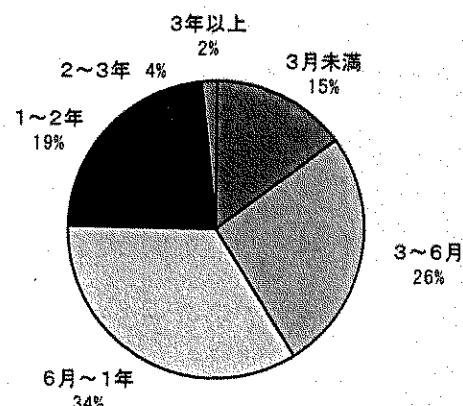
労働関係民事通常訴訟事件
終局事由別平均審理期間
(平成13年)ー全国地裁ー

終局事由	件数	平均審理期間(月)
判決	851	17.3
	認容	8.0
	一部認容	21.4
	棄却	19.8
	却下	6.4
その他	1	10.1
和解	929	9.7
取下げ	253	17.3
その他	61	3.2

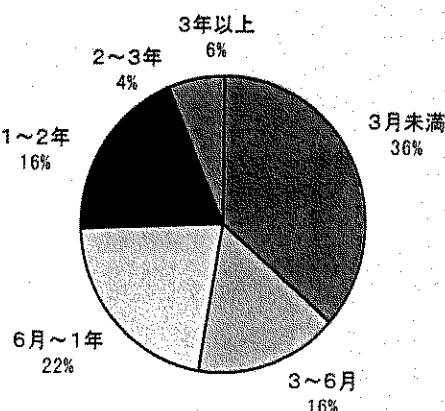
判決



和解

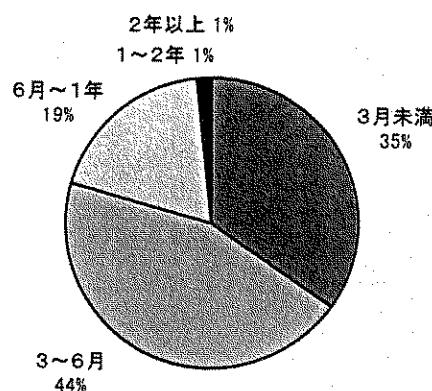
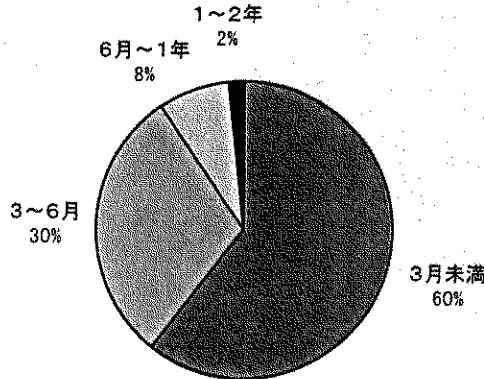
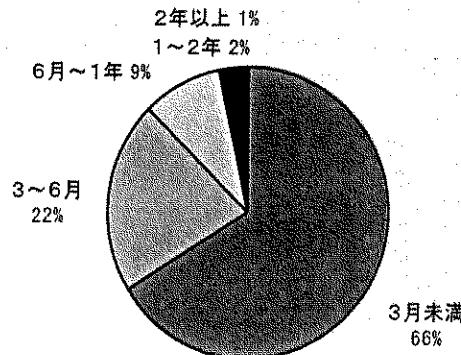


取下げ



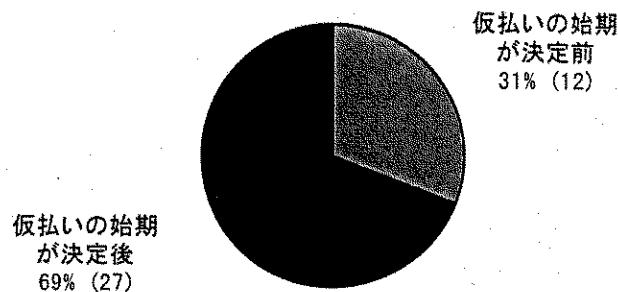
**労働関係仮処分事件
終局事由別平均審理期間
(平成13年)－全国地裁－**

終局事由	件数	平均審理期間(月)
決定	259	4.7
	認容	2.8
	一部認容	4.5
	却下	5.3
和解	321	3.1
取下げ	121	3.2
その他	6	0.3

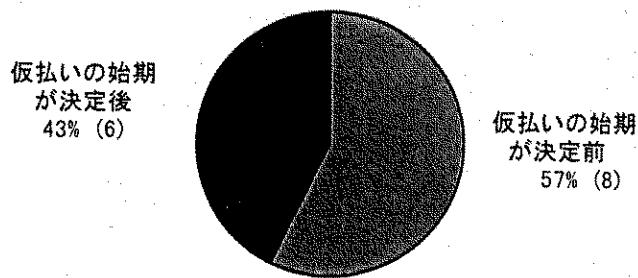
決定**和解****取下げ**

労働関係仮処分事件
賃金仮払の始期
(平成13年)
—東京地裁及び大阪地裁—

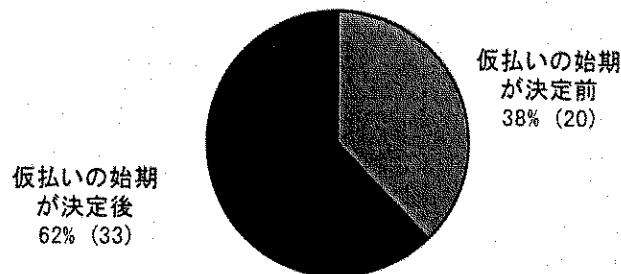
東京地裁



大阪地裁



合計

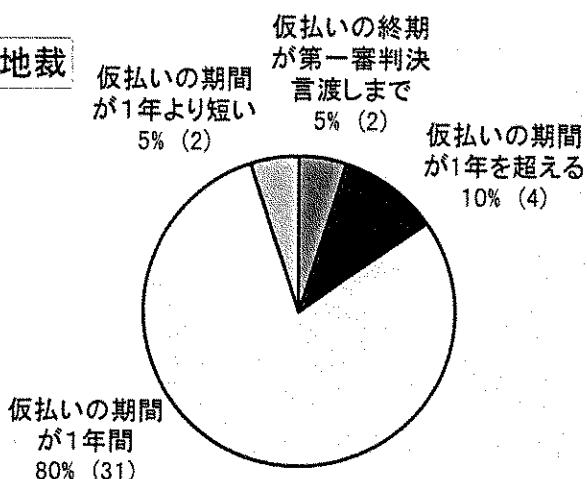


(注)1 ()内の数値は件数である。

2 1事件で、複数の申立人がいる場合には、申立人ごとに集計した。

労働関係仮処分事件
賃金仮払期間
(平成13年)
—東京地裁及び大阪地裁—

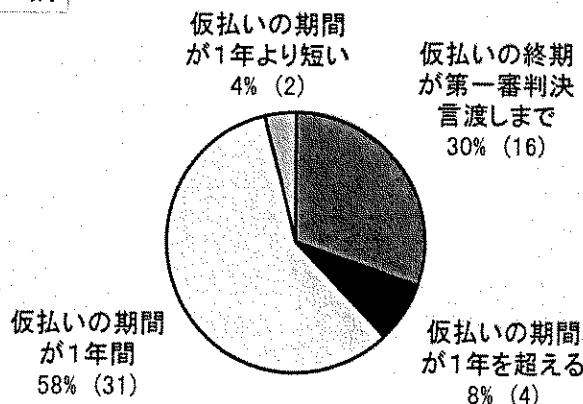
東京地裁



大阪地裁

仮払いの終期
が第一審判決
言渡しまで
100% (14)

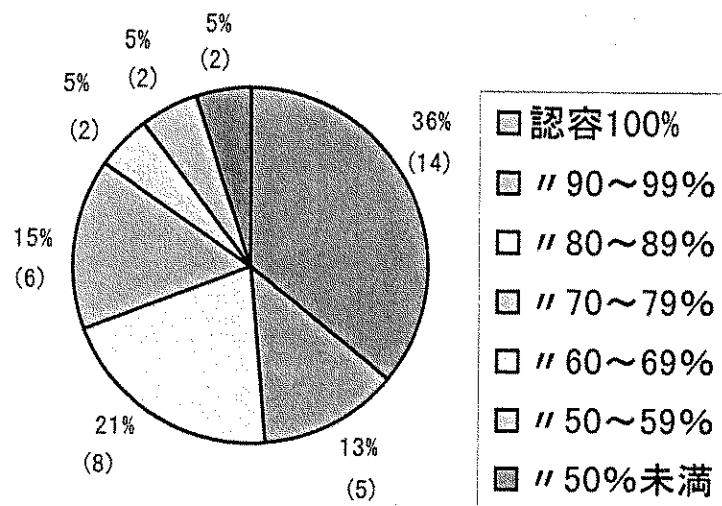
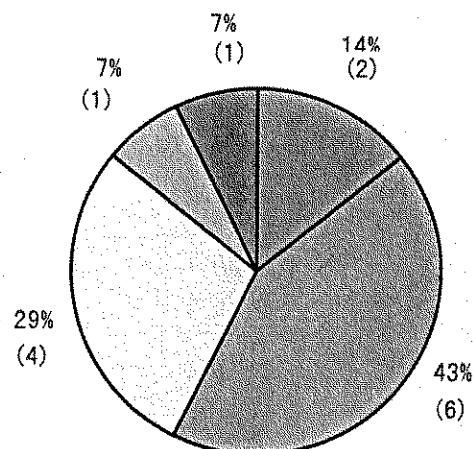
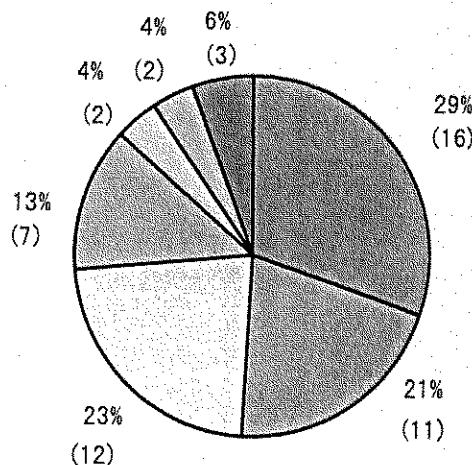
合計



(注)1 ()内の数値は件数である。

2 1事件で、複数の申立人がいる場合には、申立人ごとに集計した。

**労働関係仮処分事件
賃金仮払申立額に対する認容額の割合
(平成13年)
—東京地裁及び大阪地裁—**

東京地裁**大阪地裁****合計**

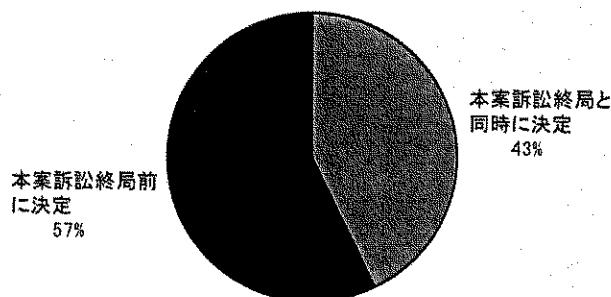
(注)1 ()内の数値は件数である。

2 1事件で、複数の申立人がいる場合には、申立人ごとに集計した。

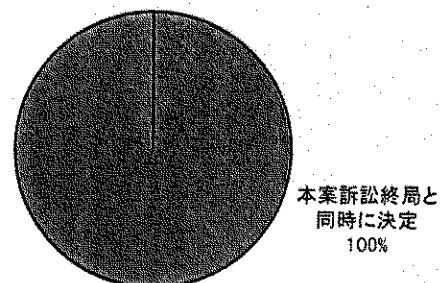
**緊急命令申立事件の終局時期
(平成4年～13年)－東京地裁－**

緊急命令の 終局結果	総件数	うち本案訴訟終 局と同時に決定 がなされた件数	うち本案訴訟終 局前に決定がな された件数
認容	14	6	8
却下	7	7	0
合計	21	13	8

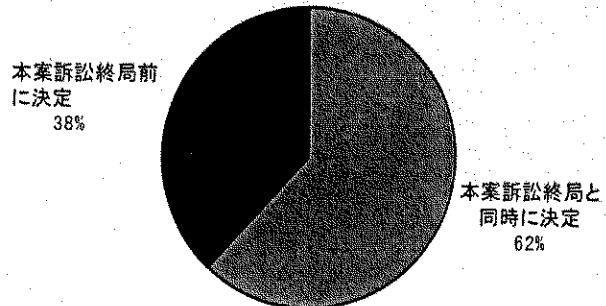
認容



却下



合計



(注)1 本案訴訟終局には、判決言渡しのほか、和解成立及び取下げを含む。
 2 緊急命令の終局結果「認容」欄には、一部認容を含む。

労働関係事件専門部・集中部
裁判官数内訳

庁名	裁判官数			うち経験者数
		うち判事・特例判事補	うち未特例判事補	
東京地裁	13	11	2	2
横浜地裁	4	2	2	1
大阪地裁	4	3	1	1
京都地裁	3	2	1	0
神戸地裁	3	2	1	2
名古屋地裁	3	2	1	0
福岡地裁	5	3	2	0
合 計	35	25	10	6

(注)1 平成14年4月現在の人数である。

2 経験者とは、過去にも労働関係事件専門部・集中部に配置された裁判官をいう。

3 専門部等の数は、東京地裁が3か部で、その他の庁は1か部である。

労働関係事件専門部・集中部の裁判官数（平成5年～14年）

	東京地裁	横浜地裁	大阪地裁	京都地裁	神戸地裁	名古屋地裁	福岡地裁	合計
平成5年	10 (2)	4	6	5	3 (1)	3	5	36
平成6年	9 (2)	4	5	5	4 (1)	4	5	36
平成7年	10 (2)	4	5	5	4 (1)	5	5	38
平成8年	10 (2)	4	6	6	4 (1)	4	5	39
平成9年	8 (2)	4	6	6	5 (1)	4	5	38
平成10年	8 (2)	4	5	6	7 (2)	4	5	39
平成11年	9 (2)	4	5	3	7 (2)	4	5	37
平成12年	10 (2)	4	4	3	6 (2)	4	4	35
平成13年	10 (2)	4	4	3	6 (2)	4	4	35
平成14年	13 (3)※	4	4	3	3 (1)	3	5	35

(注) 1 網掛け部分は専門部である。その他は集中部である。

※ 東京地裁は、平成14年1月から、専門部2か部と集中部1か部の3か部態勢となつた。
 2 東京地裁及び神戸地裁の()内は部の数を示したものである。その他の府は1か部である。
 3 各年の4月現在の数である。

労働事件担当裁判官協議会（平成元年～14年）

1 最高裁判所主催

全国の裁判所から、高等裁判所判事及び地方裁判所部総括判事等合計35名程度が参集し、労働関係民事・行政事件の運営に関し考慮すべき事項について、裁判官同士が相互に自由な意見交換を行い、知識を深めることを目的とした協議会。

平成元年以降は、平成元年、4年、6年、8年、10年の秋に各実施された。

各庁から参加した協議員に、実務上生じた訴訟運営上の問題等で、他の協議員の執務の参考になると思われる問題を提出してもらい、自由に意見交換することによって、労働事件処理の専門性向上に役立てている。

2 高等裁判所主催

各高等裁判所が主催して（一部の高裁間では連合開催），高等裁判所判事及び管内の地方裁判所の裁判官等合計10名ないし15名程度が参集し、労働関係民事・行政事件の処理に関し考慮すべき事項について、裁判官同士が相互に自由な意見交換を行い、知識を深めることを目的とした協議会。

各高裁（一部の高裁間では連合開催）において、概ね毎年行われている。

各庁から参加した協議員に、実務上生じた訴訟運営上の問題等で、他の協議員の執務の参考になると思われる問題を提出してもらい、自由に意見交換することによって、労働事件処理の専門性向上に役立てている。